

令和 8 年度重点医師偏在対策支援区域における診療所承継・開業支援事業 支援対象に係る書面協議結果（地域医療対策協議会）

【書面協議実施概要】

(1) 書面協議方法

「重点医師偏在対策支援区域における診療所承継・開業支援事業」については、都が支援対象とすることにつき、地域医療対策協議会及び保険者協議会の合意を得ることとなっている。

今般、重点医師偏在対策支援区域内に診療所を開設する事業者から、事業計画書の提出があり、都が当該診療所を支援対象とすることについて、医師部会委員に書面により協議を行った。その結果、全委員から合意いただいた。

その後、地域医療対策協議会委員に書面により協議を行った。その結果、全委員から合意をいただいた。

保険者協議会からの合意も得られているため、今後、都として当該診療所を支援対象とし、事業計画書を厚生労働省に提出する。

(2) 地域医療対策協議会書面協議日程

令和 8 年 4 月 30 日（木）から同年 5 月 8 日（金）

(3) 今後の流れ

厚生労働省に事業計画書提出：令和 8 年 5 月 12 日（火）

【意見照会結果】

東京都地域医療対策協議会医師部会委員 23 名中、23 名全員から回答あり。

合意する 23 名

合意しない 0 名

その他御意見は下記のとおり。

（その他御意見）

- 医師部会で提出した意見と同じです。（採算性が見込まれる診療所という要件がある。資料には簡単な財務状況が示されているが、資金計画や事業計画を示せばより明瞭ではないか。）（小平委員）
- 基本的には合意するが、細かいことを言わせてもらってこの規模の診療所 1 箇所でも IDNOW が 3 台も計上されているが、3 台必要な理由が不明です。時間があれば聞いてみたいところ。（橋本委員）

【委員ご意見に対する回答】

○橋本委員のご意見について：

事業者からは以下のとおり申述されております。

ID NOW は新型コロナウイルス等の PCR 迅速検査機器で、1 台あたりの対応可能人数は 1 時間あたり約 3 名、診療時間 7 時間で約 21 名程度に留まる。当院では感染流行期に 1 日最大約 50 人の疑い患者を想定しており、待機時間の短縮と診療停滞防止のためには複数台の同時稼働が必要であり、3 台体制としている。

以上

重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブにおける新規事業の対象医療機関の選定に係る書面協議結果（地域医療対策協議会）

【書面協議実施概要】

(1) 書面協議方法

重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブについては、「重点医師偏在対策支援区域」を都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上決定し、事業の実施主体については、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関とすることとなっている。

都においては、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上、重点医師偏在対策支援区域を決定し、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」について、支援対象医療機関を設定の上、実施した。

現在、国において新たに3事業が開始されており、更に今年度中に追加募集も予定されており、都でも対応を検討中である。実施に先立ち、当該事業の対象医療機関の選定方法について諮る。

なお、既に以下の協議会においては協議し、合意を得ている。

地域医療対策協議会医師部会 実施日時：令和8年6月25日（水）18時

保険者協議会医療計画等検討部会 実施日時：令和8年7月21日（火）16時05分

(2) 地域医療対策協議会書面協議日程

令和8年7月23日（木）から同年7月31日（金）

(3) 今後の流れ

「重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業」については直ちに、ほか2事業については、国から募集連絡があり次第意向調査を実施する。

【意見照会結果】

東京都地域医療対策協議会医師部会委員23名中、23名全員から回答あり。

合意する 23名

合意しない 0名

その他御意見は下記のとおり。

（その他御意見）

選定方法に異議ありません。今回の事業の対象外ではありますが、特定機能病院からは、これまでも島嶼など医師少数区域に多くの常勤医派遣の実績があり、今後も支援への貢献が期待できます。特定機能病院も対象となる他の事業において連携や支援がなされるようにご検討をお願いいたします。（小平委員）

以上

令和 9 年度医師臨床研修の募集定員の再配分に係る 書面協議結果（地域医療対策協議会）

【書面協議実施概要】

(1) 書面協議方法

医師臨床研修病院ごとの募集定員は、医師法第 16 条の 3 に基づき都道府県知事が定めることとされており、その定員を定めようとするときは、同条第 6 項により、あらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴く必要がある。

このため、定員再配分（東京西徳洲会病院の 2 名を日本医科大学付属病院及び東京医科大学病院に 1 名ずつ再配分）についても、地域医療対策協議会に諮り合意を得るものである。

今般、以下の日程で、地域医療対策協議会委員に書面により協議を行った。その結果、全委員から合意をいただいた。

なお、あわせて同協議会医師部会からの合意も得られているため、今後、都として医師臨床研修病院に係る定員の再配分に向けて所要の手続きを行う。

(2) 地域医療対策協議会書面協議日程

令和 8 年 9 月 3 日（木）から同年 9 月 4 日（金）

(3) 今後の流れ

マッチング協議会に再配分先の確定情報を送付：令和 8 年 9 月 7 日（月）

【意見照会結果】

東京都地域医療対策協議会委員 23 名中、23 名全員から回答あり。

合意する 23 名

合意しない 0 名

その他御意見は下記のとおり。

（その他御意見）

特に無し

以上